

平成30年第7回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成30年7月31日

開会

- 日程第1 平成30年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第10号 瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の一部を
改正する告示について
- 日程第4 議案第31号 平成31年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐
阜地区採択について
- 日程第5 議案第32号 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱
いに関する要領の制定について
- 日程第6 意見聴取 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 教育長の報告
- 日程第8 そ の 他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成30年8月31日（金）午前9時00分から

閉会

報告第10号

瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

平成30年7月31日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

特定非営利活動法人なかよしクラブみずほが、特定非営利活動法人Link-upに名称変更したため改正を行うもの。

瑞穂市告示第138号

瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月28日

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の一部を改正する告示
瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱（平成27年瑞穂市告示第69号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂市L i n k - u p みずほ補助金交付要綱

第1条中「特定非営利活動法人なかよしクラブみずほ」を「特定非営利活動法人L i n k - u p みずほ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の瑞穂市L i n k - u p みずほ補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱（平成27年瑞穂市告示第69号）新旧対照表

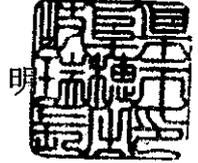
改正後（案）	現行
<p>○<u>瑞穂市Link-upみずほ補助金交付要綱</u> （趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、市民の誰もが健康増進を目的としてスポーツに関わることができる生涯スポーツ社会を実現するため、特定非営利活動法人<u>Link-upみずほ</u>（以下「クラブ」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○<u>瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱</u> （趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、市民の誰もが健康増進を目的としてスポーツに関わることができる生涯スポーツ社会を実現するため、特定非営利活動法人<u>なかよしクラブみずほ</u>（以下「クラブ」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

瑞穂市告示第138号

瑞穂市なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月28日

瑞穂市長 棚橋 敏



議案第 31 号

平成 31 年度使用小学校及び中学校用教科用図書岐阜地区採択について

平成 31 年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果、平成 31 年度使用中学校用「特別の教科 道徳」教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果及び平成 31 年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果並びに平成 31 年度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果による教科用図書の採択に関する議決を求める。

平成 30 年 7 月 31 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条に基づいて岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択するものであるため。

平成31年度使用小学校用教科用図書 岐阜地区採択協議会選定

■小学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
国 語	国 語	光村図書	国語
	書 写	光村図書	書写
社 会	社 会	東京書籍	新編 新しい社会
	地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	算 数	大日本図書	新版 たのしい算数
理 科	理 科	東京書籍	新編 新しい理科
生 活	生 活	東京書籍	新編 新しい生活
音 楽	音 楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	図画工作	日本文教出版	図画工作
家 庭	家 庭	開隆堂	小学校 わたしたちの家庭科
保 健	保 健	東京書籍	新編 新しい保健

平成31年度使用中学校用「特別の教科 道徳」教科用図書
岐阜地区採択協議会選定

■中学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
道 徳	道徳	日本文教出版	中学道徳 あすを生きる 中学道徳 あすを生きる 道徳ノート

平成31年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書
岐阜地区採択協議会選定

■小学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
道 徳	道徳	光村図書	道徳 きみが いちばん ひかるとき

平成31年度使用中学校用教科用図書 岐阜地区採択協議会選定

■中学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
国 語	国 語	光村図書	国語 1 2 3
	書 写	東京書籍	新しい書写1年用 2・3年用
社 会	地 理	東京書籍	新しい 地理
	歴 史	東京書籍	新しい 歴史
	公 民	東京書籍	新しい 公民
	地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	数 学	大日本図書	数学の世界 1年 2年 3年
理 科	理 科	東京書籍	新しい科学 1年 2年 3年
音 楽	一 般	教育芸術社	中学生の音楽 1 2・3上下
	器 楽	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	美 術	日本文教出版	美術 1 2・3上下
保健体育	保健体育	学研教育みらい	中学保健体育
技 術 ・ 家 庭	技 術	東京書籍	新しい技術・家庭 技術分野
	家 庭	東京書籍	新しい技術・家庭 家庭分野
外国語	英 語	三省堂	NEW CROWN ENGLISH SERIES 1 2 3

議案第 3 2 号

瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領の
制定について

瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領を別紙
のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞
穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 0 号の規定により、瑞穂市教育委員会
の議決を求める。

平成 3 0 年 7 月 3 1 日 提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市図書館が所蔵する雑誌を新たな財源確保を目的とした広告媒体として
活用するために、広告を掲載する場合の取扱いについて制定するもの。

瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領
(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市図書館及びその分館（以下「図書館」という。）に所蔵する雑誌のカバー等に広告を掲載する場合の取扱いについて、瑞穂市教育委員会広告掲載要綱（平成30年瑞穂市教育委員会告示第10号）第2条の規定により準用する瑞穂市広告掲載要綱（平成22年瑞穂市告示第121号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 広告を表示する者（以下「広告主」という。）が広告料金を負担し、図書館が選定した雑誌の中より希望する雑誌を選択し広告を掲載する。

2 図書館は、広告を掲載する雑誌（以下「広告雑誌」という。）の最新号にカバーを取り付け、広告雑誌のカバー表面に広告主名を、カバー裏面及び雑誌架に広告を表示する。

3 図書館は、広告雑誌を書架に配架する。ただし、広告雑誌の配架位置については図書館が決定する。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格及び掲示位置は次のとおりとする。

- (1) 広告雑誌のカバー表面の広告主名は、4センチメートル×13センチメートル以内で、雑誌の名前にかからないように表示する。
- (2) 広告雑誌のカバー裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズまでとし、広告主が作成した表裏1枚を表示する。
- (3) 雑誌架の広告は、配架場所又は書架の形態によりA4又はA5サイズとし、広告主が作成した片面1枚を表示する。
- (4) 雑誌架の広告の掲示位置は、書架の形態により別に定める。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、広告料金の納入があった翌月から1年とする。

2 期間の延長をする場合は、広告掲載終了日の1月前までに次条第1項の申請をするものとする。

(広告掲載の申請及び決定)

第5条 広告の掲載を希望する者は、雑誌カバー等広告掲載申請書（様式第1号）に広告図案及び会社概要資料を添付し、教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の申請を受けたときは、掲載の可否の結果を雑誌カバー等広告掲載決定（不決定）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告内容の協議）

第6条 教育長は、広告内容等が図書館の品位及び公共性を損なうと認めるときは、広告主に対し、広告の掲載内容等の変更を求めることができるものとする。

（広告料金の支払方法）

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料金を納入するものとする。

（1）広告料金は、1雑誌当たり6,000円とし、一括払いとする。

（2）広告を掲載していた雑誌が休刊等となった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（広告料金の還付）

第8条 既に納入された広告料金は還付しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告掲載できなかった場合は、広告料金の全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する場合は、掲載できない期間を月割りにより計算するものとし、加算金は付さないものとする。

（広告主の責務）

第9条 広告主は、掲載された広告の内容等に関しては、一切の責任を負うものとする。

2 広告の掲載に関連して損害賠償等の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告の原稿作成にかかる経費は、広告主が負担するものとする。

（広告掲載の取消）

第10条 教育長は、次の事項に該当するときは、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

（1）第7条に規定する市長が指定する期日までに広告料金を納入しなかった

とき。

(2) 第6条に規定する広告の掲載内容等の変更の求めに応じなかったとき。

(3) 虚偽の申請を行ったとき。

(4) その他教育長が広告の掲載を不相当と認めるとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の廃止)

2 瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成26年瑞穂市教育委員会告示第4号）は、廃止する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

瑞穂市教育長 宛

申請者 住 所

氏 名（法人、団体名及び代表者氏名）

㊟

電話番号

担 当 者

雑誌カバー等広告掲載申請書

瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

希望する雑誌名	所蔵館	広告掲載希望開始月
	本館・分館	年 月
	本館・分館	年 月
	本館・分館	年 月

添付書類 掲載する広告図案

会社概要資料

※広告掲載の決定がなされたときは、広告料金を指定された期日までに納付します。

様式第2号（第5条関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育長

印

雑誌カバー等広告掲載決定（不決定）通知書

年 月 日付で申請のありました雑誌カバー等広告掲載申請につきましては、下記のとおり決定（不決定）しましたので、瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領第5条第2項の規定により通知します。

記

1. 決定した広告媒体

雑誌名	所蔵館	広告掲載開始日			広告掲載終了日		
		年	月	日	年	月	日
	本館・分館	年	月	日	年	月	日
	本館・分館	年	月	日	年	月	日
	本館・分館	年	月	日	年	月	日

2. 不決定の場合の理由

3. 広告料金

円

4. 広告料金の納入期日

納入通知書に記載

(裏)

5. 備考

- (1) 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領第4条第2項の規定により、広告掲載期間の延長をする場合は、広告掲載終了日の1ヶ月前までに雑誌カバー等広告掲載申請書を教育長に提出してください。
- (2) 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領第6条の規定により、広告の掲載内容等の変更を求める場合があります。
- (3) 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領第9条第1項の規定により、広告主は掲載された広告の内容等に関して一切の責任を負うものとします。
- (4) 瑞穂市図書館所蔵雑誌カバー等に掲載する広告の取扱いに関する要領第10条の規定により、広告の掲載を取り消す場合があります。

意見聴取

瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について

瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成30年7月31日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

委員が欠けた際に瑞穂市文化財保護審議会の開催に支障を来たすため、市条例の改正にあたり瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例

瑞穂市文化財保護条例（平成15年瑞穂市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「10人」の次に「以内」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市文化財保護条例（平成15年瑞穂市条例第66号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（組織）</p> <p>第29条 審議会は、委員10人<u>以内</u>で組織する。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 委員及び臨時委員は、識見を有するもののうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。</p> <p>6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。</p>	<p>（組織）</p> <p>第29条 審議会は、委員10人<u>　　</u>で組織する。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 委員及び臨時委員は、識見を有するもののうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。</p> <p>6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。</p>